

オープンカウンター方式発注情報

令和3年11月30日

北海道開発局開発監理部会計課契約スタッフ

北海道開発局会計課における物品購入及び役務の提供等の発注については、競争入札のほか、オープンカウンター方式による見積合わせが行われています。

オープンカウンター方式とは、見積合わせにおいて、見積りの相手方を発注者が特定せず、参加を希望する方からの見積書提出により、契約の相手方を決定する方法です。

見積依頼書の公開を北海道開発局会計課事務室（札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎15階）で行っているほか、仕様書等の交付請求を[電子メール \(hkd-ky-keiyaku@mlit.go.jp\)](mailto:hkd-ky-keiyaku@mlit.go.jp) により行うことが可能です。

※仕様書等の交付請求に係るメールアドレスを変更しましたので、ご留意願います。

手続の詳細は、北海道開発局（本局）オープンカウンター実施要領によります。

ご不明な点につきましては、会計課契約スタッフ（Tel 011-709-2311（内線5833））にお問い合わせください。

現在公開している案件は次のとおりです。

案件番号	件名	公開開始日	見積書受付期限		調達概要	備考
	【物品】					
A55	リベットはずし機外の購入	11月30日	12月7日	12時00分	件名のとおり	履行期限 令和4年1月14日
	【役務】					
C45	北海道開発局組立軽量棚の高さ変更等作業	11月30日	12月7日	12時00分	件名のとおり	履行期限 令和4年3月29日

見積参加者 各位

北海道開発局開発監理部
会計課契約スタッフ

郵送等により見積書を提出する場合 の宛先について

郵送等により見積書を提出（送付）する場合の宛先は、下記のとおりご記載いただきますようお願いいたします。

【宛先】

〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎
北海道開発局開発監理部会計課契約スタッフ

- ※1 宛先に「**契約スタッフ**」と忘れずにご記載いただきますようお願いいたします。
- ※2 封筒に「見積書在中」とご記載いただきますようお願いいたします。

北海道開発局（本局会計課）オープンカウンター方式実施要領

北海道開発局 開発監理部 会計課

（定義）

第1条 オープンカウンター方式とは、会計法第29条の3第5項に基づき実施する随意契約（以下、「少額随意契約」という。）において、見積書を徴する相手方を選定することなく、見積合わせへの参加を希望する参加者からの見積書により見積合わせを行い、契約の相手方を特定する方式をいいます。

（参加資格）

第2条 本要領に基づくオープンカウンター方式による見積合わせに参加する者に必要な資格は、次の各号のとおりとします。

- （1） 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - （2） 原則として、国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」のいずれかにおいて、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
 - （3） 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でない者であること。
 - （4） 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 2 案件によっては、契約の相手方に対し契約の履行に必要な条件（固有の免許や資格の保有、担当する技術者への固有の資格の保有等）を課す場合があります。その場合、必要な条件は仕様書に明示されるので、必ず確認して下さい。

（案件の公開）

第3条 オープンカウンター方式見積合わせを行うときは、オープンカウンター方式発注情報（別紙1）を会計課にて掲示するほか、ホームページに公開します。

2 見積に関する諸条件は、見積依頼書（別紙2）、仕様書、設計書及び見本（以下、「仕様書等」という。）により提示します。

3 仕様書等の交付は、会計課にて、参加者が仕様書等閲覧カード（別紙3）に必要事項を記入し、会計課契約スタッフに提出した後に行います。

電子メールにより仕様書等の交付を希望する者については、以下の内容を記載した電子メールにより交付の請求を行ってください。この場合、仕様書等閲覧カード（別紙3）への記入は不要とします。なお、仕様書等の交付はPDFデータ形式での交付となります。

なお、電子メールにより交付できない案件（容量が大きい等）については、発注情報に明示します。

（1） 電子メールの件名：『仕様書等の請求（会社名）』

（2） 電子メールの本文：

- ① 請求案件番号及び件名（複数ある場合は全ての案件番号及び件名を記載）
- ② 会社名
- ③ 担当者氏名
- ④ 電話番号
- ⑤ 送信先電子メールアドレス

（3） 仕様書等請求電子メールアドレス：hkd-ky-keiyaku1@mlit.go.jp

(同等品の確認)

第4条 物品の購入においては、規格指定のものを除き、見積に際し納入等を行う物品は仕様書等で指定した規格等と同等以上とします。指定した規格等と異なる規格で見積を行う場合には、見積依頼書に定める期間までに同等品確認書(別紙4)を会計課契約スタッフに持参又は電子メールにより提出して確認を受けて下さい。確認を受けていない規格外の物品の納入は認めません。

2 電子メールによる提出を行う場合のファイル形式

(1) ファイル形式は以下のいずれかの形式によることとします。

- ・一太郎 Pro3 形式以下
- ・Word2013 形式以下
- ・Excel2013 形式以下
- ・PDF 形式
- ・JPEG 形式
- ・GIF 形式

ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に使用しないこととします。

(2) ファイルが複数となる場合は、圧縮により1ファイルとしてください。ファイルの圧縮を行う場合は、以下のいずれかの形式によることとします。ただし、自己解凍方式にはしないでください。

- ・LZH 形式
- ・ZIP 形式

(3) ウイルスチェックソフトを常に最新のデータに更新(アップデート)し、提出前にあらかじめウイルスチェックを行ってください。

なお、完全なウイルス駆除が行えない場合は、持参又は郵送等により書面で提出してください。

(仕様書等への質問)

第5条 仕様書等に対して質問がある場合は、見積依頼書に定める期間内に質問書(別紙5)を会計課契約スタッフに持参又は電子メールにより提出して下さい。

2 電子メールによる提出を行う場合のファイル形式

第4条2(1)～(3)に同じ。

(見積の方法)

第6条 見積書の提出は、本実施要領及び仕様書等を熟読のうえ、見積依頼書に記載されている見積書提出期間内に会計課内設置の見積書投函箱に投函、又は郵送等(郵送又は民間業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99条)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便)により提出して下さい。(見積書提出日時までに必着)

2 次の(1)、(2)の手続きを行った場合については、見積書の押印の省略を可とします。

(1) 提出する見積書に「本件責任者」及び「担当者」の氏名・連絡先を記載して下さい。

(2) 下記の①又は②のどちらか一つを行って下さい。

- ① 見積書を提出する封筒に上記(1)で見積書に記載した「本件責任者」及び「担当者」の氏名・連絡先が記載された名刺(コピー可)を同封して提出して下さい。
- ② 見積書提出日時までに、電子メールの本文に、見積書の押印を省略する契約件名と上記(1)で見積書に記載した「本件責任者」及び「担当者」の氏名・連絡先を記入して下記の電子メールアドレスに送信して下さい。送信する電子メールの件名は「押印省略の申出(会社名)」として下さい。

なお、同一の見積書開封日の契約案件については、一通の電子メールで申し出ることを可とします。

電子メールアドレス： hkd-ky-keiyaku1@mlit.go.jp

- 3 電子メールによる見積書の提出は認めません。
- 4 見積書の提出期間は、仕様書等への質問に対する回答期間後に設けています。見積書提出期間より前に見積書を提出することは妨げませんが、一度提出した見積書はいかなる理由があっても引き換え、変更又は取消は認めません。
- 5 見積参加者は、調達物品等の価格のほか、納入場所への輸送費等調達に要する一切の諸経費を加算して見積もるものとします。

(公正な見積の確保)

- 第7条 見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為は行ってはなりません。
- 2 見積者は、見積に当たっては、競争を制限する目的で他の見積者と見積価格又は見積意思についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければなりません。
 - 3 見積者は、契約の相手方の決定前に、他の見積者に対して見積価格を開示してはなりません。

(開封)

第8条 見積合わせは、見積依頼書に記載した日時に非公開で行います。

(契約の相手方の決定)

- 第9条 有効な見積を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積もりした者を契約の相手方とします。
- 2 見積合わせの結果は、契約の相手方となるべき者にのみ、見積結果通知書を電子メールで通知します。
 - 3 契約の相手方となるべき者が2人以上あるときは、くじ引きで契約の相手方を決定します。
 - 4 くじ引きの日程は電話等で速やかに通知しますが、参加できない場合は、契約事務に関係のない職員が代わってくじを引くこととします。

(見積合わせの不調)

- 第10条 提出された見積書のうち、予定価格の制限に達した価格の見積がない時は、見積合わせに参加した者に対して、再度の見積書の提出を求めることがあります。
- 2 見積書の提出期限までに見積書の提出が無い場合は、辞退したものとみなします。

(無効の見積)

- 第11条 次の各号の一に該当する見積は、無効とします。
- (1) 参加する資格の無い者が行った見積
 - (2) 見積書の提出期限後に提出された見積書
 - (3) 件名、金額、氏名等、押印（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札）等、見積書に記載等を必要とする事項について記載のない見積書又は誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
 - (4) 同一人が見積もった2通以上の見積書
 - (5) 金額を訂正した見積書
 - (6) 仕様書やその他見積に関する条件に違反した見積書

(見積結果の閲覧について)

第12条 見積合わせの結果は、契約の相手方の名称と契約金額について会計課内で閲覧に供します。

(その他)

- 第13条 見積書作成及び提出等にかかる費用は、すべて見積参加者が負担するものとします。
- 2 契約の相手方を決定するために、見積参加者に対して追加資料の提出を求め場合があります。

- 3 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- 4 都合により、見積合わせを取り止めることがあります。
- 5 契約保証金については、これを免除とします。
- 6 契約の相手方として決定した者が正当な理由が無く、契約を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

オープンカウンター方式発注情報

令和 年 月 日更新

北海道開発局開発監理部会計課契約スタッフ

北海道開発局会計課における物品購入及び役務の提供等の発注については、競争入札のほか、オープンカウンター方式による見積合わせを行っています。

オープンカウンター方式とは、見積合わせにおいて、見積りの相手方を発注者が特定せず、参加を希望する方からの見積書提出により、契約の相手方を決定する方法です。

見積依頼書の公開を北海道開発局会計課事務室(札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎15階)で行っているほか、仕様書等の交付請求を電子メールにより行うことが可能です。

手続の詳細は、北海道開発局(本局会計課)オープンカウンター実施要領によります。ご不明な点につきましては、会計課契約スタッフ(Tel011-709-2311(内線5833))にお問い合わせください。

現在公開している案件は次のとおりです。

案件番号	件名	公開開始日	見積書受付期間	調達概要	備考

令和 年 月 日

見 積 参 加 者 殿

支出負担行為担当官
北海道開発局開発監理部長
○○ ○○

見 積 依 頼 書

下記事項について、見積書を提出願います。

記

1. 件 名
2. 履行又は納入期限 令和 年 月 日
3. 履行又は納入場所
4. 現場説明の場所
5. 現場説明の日時 令和 年 月 日 時 分
6. 見積書提出場所 〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目第一合同庁舎15階
北海道開発局 開発監理部 会計課
7. 見積書提出日時 令和 年 月 日 時 分から
令和 年 月 日 時 分まで
8. 見積合わせの日時 令和 年 月 日 時 分
9. 契約保証金 免除
10. 契約条項を示す場所 6に同じ
11. 契約条項を示す期間 令和 年 月 日 時 分から
令和 年 月 日 時 分まで
12. 質問受付・同等品
確認 期 間 令和 年 月 日 時 分から
令和 年 月 日 時 分まで
13. 質問受付回答・
同等品確認回答期間 令和 年 月 日 時 分から
令和 年 月 日 時 分まで
14. 契約書作成の要否 要 ・ 否 （ただし、請書の作成 要 ・ 否 ）
15. 競争参加条件 (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
(3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

16. そ の 他

- (1) 郵便及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による見積を認める。
- (2) 課税事業者にあつては、見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。
- (3) 見積金額は総価によること。
- (4) 次の場合は見積書の提出をしても無効として取扱う。
 - ① 参加する資格のない者が行った見積
 - ② 見積書の提出期限後に提出された見積書
 - ③ 件名、金額、氏名、押印（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札）等見積書に記載等を必要とする事項について、記載のない見積書又は、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
 - ④ 同一人が見積もった2通以上の見積書
 - ⑤ 金額を訂正した見積書
 - ⑥ 仕様書やその他見積に関する条件に違反した見積書
- (5) 契約の相手方の決定については、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内での見積金額をもって決定とする。
- (6) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - ① 本件において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
 - ② ①により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により報告すること。
 - ③ ①及び②の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあることを了承すること。
 - ④ 本件において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程が遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- (7) 本件参加にあたっては、「北海道開発局（本局会計課）オープンカウンター方式実施要領」を熟読すること。
- (8) 見積書の押印を省略する場合は、「北海道開発局（本局会計課）オープンカウンター方式実施要領」に定める手続きを行うこと。

仕様書等閲覧カード

案件番号:

※ 現在、オープンカウンターにて公開している物品・役務等の案件番号をご記入願います。
複数案件を1枚にまとめていただいても構いません。(記入例 A10、B12)

閲 覧 日 時	年 月 日 時 分		
会 社 名			
氏 名			
電 話 番 号	() -		
メ ー ル ア ド レ ス			
国土交通省競争参 加資格(全省庁統一 資格)「北海道地域」 の有無	物品の製造	物品の販売	役務の提供等

(注)

- 1、参加希望者は、この「仕様書等閲覧カード」に必要事項を記入の上、会計課契約スタッフまで提出してください。

同等品確認書

件 名	
仕様書等の品目・規格・数量等	
同等品として確認申請する物品の品目・規格・数量等	

依頼日

令和 年 月 日

上記の件について同等品の確認を申請いたします。

住 所
商号又は名称

確認日

令和 年 月 日

申請のあった物品は、指定した物品と同等品以上であること
同等品以上ではないこと を確認しました。

北海道開発局 開発監理部 会計課契約スタッフ

同等品以上と認められない場合、その理由	

※ 電子で提出する場合は実施要領に規定する形式によること。また、ウイルスチェックソフトを最新のデータに更新(アップデート)し、提出前にあらかじめウイルスチェックを行うこと。

宛 先
E-mailアドレス

北海道開発局開発監理部会計課契約スタッフ 宛
hkd-ky-keiyaku1@mlit.go.jp

(別紙5)

質 問 書

件 名
住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 役 職 ・ 氏 名
担 当 者 氏 名
電 話 番 号
E - m a i l ア ド レ ス

質 問 事 項

※ 電子で提出する場合は実施要領に規定する形式によること。また、ウイルスチェックソフトを最新のデータに更新(アップデート)し、提出前にあらかじめウイルスチェックを行うこと。

